

市民ギャラリー展示募集要項

1 趣旨

この要項は、三条庁舎及び三条市体育文化会館各ギャラリーで開催する作品展について必要な事項を定めます。

2 市民ギャラリーについて

市は、市民の皆さんの日頃の芸術活動の成果を発表する場として、市民の皆さんのが創作した作品を市役所庁舎及び三条市体育文化会館各ギャラリーで作品展を実施します。なお、展示会場の都合上、原則として壁面に吊り下げる展示となりますので、予めご了承ください。

(1) 三庁舎低層棟ロビー壁面

(ピクチャーレールあり：パネルサイズ縦 280cm×横 400cm)

(2) 三条市体育文化会館回廊ギャラリー

(ピクチャーレールあり：パネルサイズ縦 260 cm×横 3200 cm)

3 作品の募集について

市内で活動されている文化団体や学校等、市民の皆さんに広く市民ギャラリーでの作品展開催を呼びかけます。月単位に分けて募集し、生涯学習課で展示計画を決定します。

4 作品展開催の申込方法について

希望される方は、4月3日(金)までの間に、「市民ギャラリー展示申込書」に記入、もしくは専用フォームから生涯学習課に申し込みください。

5 主なスケジュール

(1) 受付期間：令和8年2月2(月)～4月3日(金)

※申込んだ方に個別に選考結果を連絡します。応募多数の場合は、抽選いたします。

(2) 展示募集月：

ア 三条庁舎ギャラリー

令和8年6月、8月、9月、11月、令和9年3月

イ 三条市体育文化会館ギャラリー

令和8年6月、7月、8月、12月、令和9年2月

(3) 展示期間

搬入出の日程を含めた1か月です。

6 展示料

無料 ※ただし、作品の搬入出及び展示作業に関する経費は展示者負担となります。

7 展示について

- (1) 作品の搬入出及び展示作業は、展示者の責任において行ってください。
- (2) 展示前の作品のお預かりはできません。
- (3) 事故防止のため、生涯学習課職員が展示方法の指示を行いますので、指示に従って作業を行ってください。

8 展示期間中

- (1) 作品の汚損、盗難等についての責任は負いません。
- (2) 政治、宗教活動、営利行為、公序良俗に反する行為、社会通念上認められない行為、または、生涯学習課が不適当と認めた行為等があった場合は、展示期間中でも展示をお断りします。

9 展示終了後

撤収後の作品のお預かりはできません。展示場の復元、整頓及び簡単な清掃を行ってください。